

政令第 号

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令

内閣は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第二項第一号、第六条第六項及び第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共の用に供する施設）

第一条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二項第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地及び河川並びに防水又は防砂の施設とする。

（公営住宅建替事業の施行の要件に関する特例に係る公共公益施設）

第二条 法第六条第六項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第八項に規定する知的障害者デイサービス事業、同条第九項に規定する知的障害者短期入所事業、同条第十項に規定する知的障害者地域生活援助事業又は同条第十一項に規定する知的障害者相談支援事業の用に供する施設

- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第八項に規定する児童デイサービス事業、同条第九項に規定する児童短期入所事業、同条第十項に規定する障害児相談支援事業、同条第十二項に規定する放課後児童健全育成事業若しくは同条第十三項に規定する子育て短期支援事業の用に供する施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十条に規定する児童厚生施設又は同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第七項に規定する身体障害者デイサービス事業、同条第八項に規定する身体障害者短期入所事業、同条第九項に規定する身体障害者相談支援事業若しくは同条第十項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設又は同法第三十一条の二に規定する身体障害者福祉センター
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第二項に規定する精神障害者生活訓練施設、同条第三項に規定する精神障害者授産施設、同条第四項に規定する精神障害者福祉ホーム若しくは同条第六項に規定する精神障害者地域生活支援センター又は同法第五十条の三の二第三項に規定する精神障害者短期入所事業若しくは同条第四項に規定する精神障害者地域生

活援助事業の用に供する施設

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第十一号に規定する隣保事業の用に供する施設

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、同条第四項に規定する老人短期入所事業若しくは同条第五項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第二十条の七に規定する老人福祉センター若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設

七 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第二項に規定する母子福祉センター若しくは同条第三項に規定する母子休養ホーム又は母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条第二項に規定する母子健康センター

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館又は図書館又は図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第二条第一項

に規定する図書館

九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所

（市町村の長が優良賃貸住宅関係事務を行うこととする場合における手続等）

第三条 都道府県知事は、法第十一条の規定により、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の規定又は法第十三条の規定によりその権限に属する事務であつて、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市を除く。以下同じ。）が作成した地域住宅計画に記載された優良賃貸住宅整備事業に係るもの（以下「優良賃貸住宅関係事務」という。）を当該市町村の長が行うこととする場合には、当該市町村の長が行うこととする優良賃貸住宅関係事務の内容を明らかにして、当該市町村の長が当該優良賃貸住宅関係事務を行うこととするについて、あらかじめ当該市町村の長の同意を求めなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定により都道府県知事から同意を求められたときは、その内容について同意を

するかどうかを決定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 都道府県知事は、法第十一条の規定により優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合において、直ちに、その内容を公示しなければならない。

4 法第十一条の規定により優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行ったときは、当該市町村の長は、都道府県知事に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

5 法第十一条の規定により優良賃貸住宅関係事務を市町村の長が行うこととした場合においては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定又は法第十三条の規定中当該優良賃貸住宅関係事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村の長に関する規定として市町村の長に適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十四号から第九十一号まで」を「第三十五号から第九十二号まで」に改め、同条中第九十一号を第九十二号とし、第三十四号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法

律第七十九号）第七条第二項に規定する交付金

理由

地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の施行に伴い、公的賃貸住宅等の整備に関する事業の施行に関連して必要となる公共の用に供する施設等を定める必要があるからである。